

事 務 連 絡
平成 2 5 年 1 1 月 1 1 日

入札参加の皆様へ

赤 磐 市

建設工事関係契約書（工事・委託）等様式の改正について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 2 4 年法律第 6 8 号）並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 6 9 号）の施行に伴い、平成 2 5 年 1 1 月 1 1 日から、工事請負契約書、工事請負変更契約書、委託契約書及び委託変更契約書の様式が改正となります。

記

1 改正内容

契約書中の消費税額欄の（注）書きを削除

【参考】

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和 6 3 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、請負代金額に 105 分の 5 を乗じて得た額である。」

（注）「変更に係る消費税額及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和 6 3 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 2 5 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、請負変更金額に 105 分の 5 を乗じて得た額である。」

2 施行日

平成 2 5 年 1 1 月 1 1 日